

平成24年度事業計画

ねずみ・害虫などの有害生物の被害に悩まされている都民の生活環境から有害生物の防除と防疫活動を行うことにより、衛生的かつ快適な生活環境を保持増進させて都民の健康と福祉の向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。

I 公益目的事業

1 ねずみ・害虫などの有害生物の防除及び防疫に関する調査研究事業

衛生的かつ快適な生活環境を保持増進させることを目的として、有害生物の生態、被害状況、防除法等全般について、都レベルの調査研究を行う。調査研究は、協会の調査研究グループが現場調査、有害生物関係の学会の発表、会員の研究成果等の資料の収集・分析、アンケート調査等を行うことにより進める。その成果については、都内の防除防疫業者、都民、保健所、区市町村、その他関係者に情報提供し活用を図る。

(1) 建築物衛生法におけるIPM施工に関する調査研究

平成20年1月に厚生労働省から通知された建築物環境衛生維持管理要領並びに建築物における維持管理マニュアルの浸透をはかる。

- ① 昨年実施した当協会員、公益社団法人東京ビルメンテナンス協会会員、東京都環境衛生関係職員へのアンケートの取りまとめを行い、協会機関誌「ペストコントロール東京」ほか関係機関の雑誌に掲載する他、学会や講習会で報告するなどの普及広報活動を行う。
- ② 協会技術委員の所属会社が実施したIPM施工データを集計・分析して、現場における問題点とその対応策を検討する。
- ③ 維持管理要領・マニュアルに沿った「ねずみ・昆虫等調査報告書」並びに「ねずみ・昆虫等の措置報告書」の様式モデルを作成する。

(2) 蚊が媒介する感染症の発生に備えた蚊駆除業務等に関する対応マニュアルを策定する。

22年度に実施した「蚊の幼虫及び成虫駆除に関する研究」、23年度に実施した「薬剤の植物に対する影響」の結果を踏まえ、防除マニュアルを策定し、東京都と締結している「蚊が媒介する感染症の発生に備えた蚊の駆除に関する協定」による出動に備える。

(3) 普及広報事業

都民がネズミ・衛生害虫等に関する正しい知識を持ち、的確な防除対策が行えるよう、ホームページに駆除のページを作成する。

2 ねずみ・害虫などの有害生物の防除及び防疫に関する知識の普及広報事業

有害生物による被害を予防し被害を受けないように、都民を対象に有害生物の生態と防除法等に関する知識の普及広報を図る一方、現実に被害を受け悩まされている者からの相談に応じた適切な助言・指導を行う。

(1) 害虫相談

① 害虫相談所における相談

協会は、有害生物の被害に悩まされている都民の相談に応じるため、害虫相談所を設置し相談員及び統括責任者が無料で電話又は現地調査を実施して適切な助言、指導を行う。なお、相談者から施工の依頼があれば必要に応じて施工する。

相談所設置数 70所

相談件数 5,200件

② 「区民まつり」等における相談

多くの区民（住民）が集まる区民まつり等に積極的に参加し、来場した区民（住民）から害虫防除の相談等を受けて適切な助言・指導をする他、防除知識の普及を図る。

会 場

中野まつり、みなと区民まつり、調布市環境フェア、環境フェスティバル（新宿駅前催し広場）、小平市エコフェスティバル、中央区健康福祉まつり、板橋区民まつり、江東区民まつり、むさしの環境フェスタ等9所

(2) リーフレットの作成及び配布

有害生物の生態及び防除方法等に関する内容が平易に記載されているリーフレット（ねずみ、ダニ、ゴキブリ、ハチ等12種）を作成する。保健所及び区市町村に配布して窓口等に害虫相談に訪れた都民の指導用の資料として活用してもらう。併せて「区民まつり」等で区民（住民）に配布し、防除知識の普及に活用する。また、ホームページに掲載して情報を提供する。

規 模 8,000部

(3) 第4回ペストコントロールフォーラム東京の開催

有害生物に関する学識経験者、行政の担当者等を講師に、行政担当者、施設・学校等の職員、一般都民、会員等が参加するフォーラムを開催する。有害生物の防除、感染症の流行の仕組み及びその対策等についての知識の普及を図り、良好な生活環境を維持向上させるための一助となることを目的としている。なお、感染症予防衛生隊の研修を兼ねる。

参加費は無料。

規 模 100人

(4) 機関誌の発行

有害生物の防除防疫に関する専門的な防除知識及び技術等に関する話題について掲載する。東京都・区市町村、保健所、国会図書館、都内公立図書館、正会員、賛助会員、業界関係者等に無料配布し防除知識の普及を図る。またホームページにも掲載し広く情報提供する。

700部、年2回発行

3 ねずみ・害虫などの有害生物の防除及び防疫に関する技術の向上

有害生物の防除及び防疫活動に従事する者等を対象に、専門家として安全で効果的な防除及び防疫活動を行う基盤となる最新の知識及び技術を修得するための研修会を開催する。

(1) 防除作業従事者研修会

協会員及び協会未加入の防除防疫作業の従事者、保健所及び区市町村の職員、都民等を対象に開催する。協会は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条第4号ロに規定する防除作業従事者研修登録機関として登録し、また講師についても登録している。防除防疫作業に必要なレベルの内容について研修する。受講料は1人6,300円。防除防疫従事者以外の受講者は無料。

実施時期 6月

規 模 100人

(2) 害虫相談所研修会

最新の防除知識及び技術を修得すると共に、相談者からのアンケート結果等を基に害虫相談所の適切な運営を図るための研修を行う。

実施時期 12月

規 模 統括責任者 70人 相談員 100人

4 ねずみ・害虫などの有害生物の防除及び防疫活動

都、区市町村、東京消防庁等の行政等からの要請により、感染症予防衛生隊及び緊急災害衛生隊が出動し、感染症の発症予防及びまん延防止のための殺虫殺菌消毒薬の散布作業を行う。

(1) 感染症予防衛生隊の活動（17社）

感染症予防衛生隊担当の理事を中心に速やかに出動できる体制を常時整えている。

① 東京都福祉保健局との協定

(ア) 「重症急性呼吸器症候群（SARS）患者移送車両等の消毒業務に関する協定」

平成15年12月24日に締結。消毒業務に対する協会の協力に関する協定

(イ) 「新型インフルエンザ(豚インフルエンザH1N1)患者移送車両等の消毒業務に関する協定」

平成21年5月1日に締結。消毒業務に対する協会の協力に関する協定

(ウ) 「蚊が媒介する感染症の発症に備えた蚊の駆除業務等に関する協定」

平成22年3月26日に締結。ウエストナイル熱等の蚊が媒介する感染症患者が発生したとき等に必要となる蚊の生息状況調査及び蚊の駆除等の業務に対する協会の協力に関する協定。

② 東京消防庁との協定

「救急車等の消毒業務に関する協定」

平成16年3月29日に締結。感染症の疑いのある患者を搬送した救急車等の消毒業務の実施に関する協定。

③ 港区他14区との「感染症消毒作業委託契約」(区の事情により年度ごとに契約区数が異なる。)

区からの要請により感染症の患者発生宅等の消毒業務を行う。

(2) 緊急災害衛生隊

区市町村では対応困難な大規模な台風、集中豪雨等による洪水、地震等の災害発生時に、区市町村からの要請により出動する。

新宿区、港区、中野区、渋谷区、目黒区、豊島区と協定・契約

(3) 有害生物等の防除指導

区市町村から地域を単位として住民に有害生物の防除について指導することを依頼されて、講演会の講師、現場調査、簡易な防除施工等を行う。

武蔵野市

(4) 輸入動物の届け出制度に係る東京検疫所に対する協力

平成17年10月20日に東京検疫所の要請により協定を締結。

動物由来の感染症の国内侵入防止のため、旅行者が輸入する動物のうち、輸出国政府機関の衛生証明書のない動物を本人の承諾のもとに早急に殺処分する。

II 相互事業

1 ブロック会の開催

協会活動の充実と発展を目的に、協会執行部と会員間の意見交換・連絡、会員間の情報交換の他、防除防疫に必要な最新の薬剤、資器材、感染症等に関する研修等を行うために、都内を5ブロックに分けて年2回ブロック会を開催する。

規 模 156人（78人×2回）

2 団体賠償責任保険加入事務等

会員が施工する有害生物の防除及び防疫業務に伴うリスクをカバーする保険（請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険）に団体加入する事務手続きを行う。

3. 創立50周年記念事業費積み立て

平成30年に協会の創立記念事業を実施するための費用を積み立てる。

III 管理運営事項

1 理事会の開催

定款に定める事項、総会の議決した事項の執行に関する事項、総会に付すべき事項、その他会務の執行に関する事項等について会議を開催し議決する。

時 期 年8回

2 総会の開催

定款に定める事項、事業計画、事業報告、その他協会の運営に関する重要な事項について会議を開催し議決・承認する。

3 事業活動

理事会に、総務グループ、調査研究グループ及び都民サービスグループを設置して活動案を作成し、理事会の承認を得て協会の事業を執行する。